

第15章 警報設備の基準（危政令第21条）

警報設備の技術上の基準（危省令第36条の2～第38条）

1 警報設備の設置区分（危省令第38条第1項）

区分	製造所等の区分	施設規模等
自動火災 報知設備	製造所 一般取扱所	10倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積500㎡以上のも ② 100倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を100度未満で取り扱うものを除く。） ③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	屋内貯蔵所	10倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） ② 第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が150㎡を超えるもの（150㎡以内ごとに不燃区画があるものを除く。） イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたもの、を除く。） ③ 第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積500㎡以上のもの ④ 軒高が6m以上の平屋建てのもの
	屋内タンク 貯蔵所	平家建以外の建築物で、10倍以上の危険物（第6類、高引火点危険物を100度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 ① 液表面積40㎡以上のも ② 高さ6㎡以上のも ③ 引火点70度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	給油取扱所	10倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所
加入電話 非常ベル装置 拡声装置 警鐘	上記以外のもので、10倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）	
—	上記以外のもの	

2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくとも、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

3 自動火災報知設備の基準

危省令第38条第2項の規定のほか次によること。（H1 危24）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

4 基準の特例

次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、係員が携帯電話を保有している場合については、消防機関に放置ができる電話を設置しているものとして扱って差し支えないこと。（R7 危181）

- (1) 製造所等の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内であること。
- (2) 完成検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できること。